

相続の承認又は放棄をすべき期間 宅建 H10-01-2 《#542》

【問】 正誤をつけよ。

相続人が、被相続人の妻Aと子Bのみである（被相続人の遺言はないものとする。）。相続の承認又は放棄をすべき3か月の期間の始期は、AとBとで異なることがある。

【答え】 正しい

《ポイント》 相続の承認又は放棄をすべき期間 【宅建★基本頻出】

相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内（熟慮期間・考慮期間）に、相続について、単純もしくは限定の承認又は放棄をしなければならない。（民法915条1項本文）

⇒ 相続人が数人あるときは、各相続人につき別々に起算することになる（最判昭51.7.1）

《補講》 相続の放棄

相続の放棄は、相続開始後になすべきものであり、開始前にその意思を表示しても無効である。